

安全報告書

平成 28 年度 版



平成 29 年 6 月 23 日



運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

遠州鉄道においては、輸送の安全を確保するために、以下の通り社長以下全社員が一体となって取り組んでまいります。

(輸送の安全に関する基本的な方針について)

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう



遠州鉄道株式会社

取締役社長 齊藤 薫

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

2.輸送の安全に関わる目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において策定した平成 28 年度事故防止重点実施項目及び事故抑止目標、事故実績並びに平成 29 年度事故抑止目標は次の通りです。

1.輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成 28 年度事故抑止目標	有責事故前年比 15%削減	
平成 28 年度事故実績	目標 達成	
平成 29 年度事故抑止目標	有責事故削減	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バスのバック事故 50%削減 ・3年未満運転者のオーバーハング事故ゼロ

2.年間最重点実施項目（平成 28 年度）

- 「有責事故ゼロ」
- ・バック事故撲滅【基本動作 10 点満点】
 - ・黄色信号は必ず停止【予測運転の実施】
 - ・車内事故の完全防止【着席確認と呼称確認】

3.月別事故防止重点項目（平成 28 年度）

4 月	新入生の安全確保。子供の特性を理解し、事故の未然防止
5 月	運転者の健康管理を把握し安全運転の確保
6 月	雨天走行の危険を周知し梅雨時の事故防止
7 月	適切な車内温度に注意しエコドライブの実践。優しい発進、優しい加速、適切なシフトアップ
8 月	子供の行動に注意し予測、防衛運転。路地、歩道からの急な自転車などの飛び出し注意
9 月	思いやりのある運転で高齢者を事故から守る
10 月	早めのライト点灯で事故防衛。早めに危険を察知しよう
11 月	エコドライブの実践で事故防止。ゆっくり発進、ゆっくり加速、ゆっくり停車
12 月	ターミナルでの「車内確認」・「発車時刻と行先案内」・「呼称確認」の徹底
1 月	冬道の安全走行。「急」がつく運転をしない
2 月	バス停での乗客の確認。人がいたら必ず停車しドアを開ける
3 月	黄色信号必ず停止。横断歩道上での歩行者、自転車の保護

4.主な安全に関する外部表彰実績（平成28年度）

【団体表彰実績】

（1）第59回 静岡県自動車連合会安全運転コンクール

- ① 中部運輸局静岡運輸支局長・静岡県自動車連合会長連名表彰（特別表彰）
ターミナル営業所
- ② 中部運輸局静岡運輸支局長・静岡県自動車連合会長連名表彰（一般表彰）
ターミナル営業所、細江営業所
- ③ 静岡県自動車連合会長表彰（一般表彰）
三方原営業所
- ④ 静岡県バス協会長表彰（一般表彰）
浜松南営業所・雄踏営業所・天竜営業所

（2）自動車安全運転センター 平成28年度第一期優秀安全運転事業所

- ① 優秀安全運転事業所 金賞
（静岡県警察本部長・自動車安全運転センター理事長連名表彰）
天竜営業所
- ② 優秀安全運転事業所 銀賞
（静岡県警察本部交通部長・自動車安全運転センター静岡県事務所長連名表彰）
浜松南営業所、細江営業所

【個人表彰実績】

自動車関係功労者大臣表彰	運転者 1名（前年度 1名）
中部運輸局 功労者等局長表彰	運転者 5名（前年度 6名）
中部運輸局静岡運輸支局 功労者等支局長表彰	運転者 4名（前年度 8名）
社団法人日本バス協会長 優良バス運転者表彰	運転者 12名（前年度 13名）
社団法人静岡県バス協会長 優良バス運転者表彰	運転者 17名（前年度 10名）
静岡県高速道路交通安全協議会 西部支部長表彰	運転者 3名（前年度 2名）

5.主な安全に関する資格取得実績（平成28年度）

運行管理者試験 合格者 22名（前年度 22名）

3.自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成27年度発生 6件

内 訳

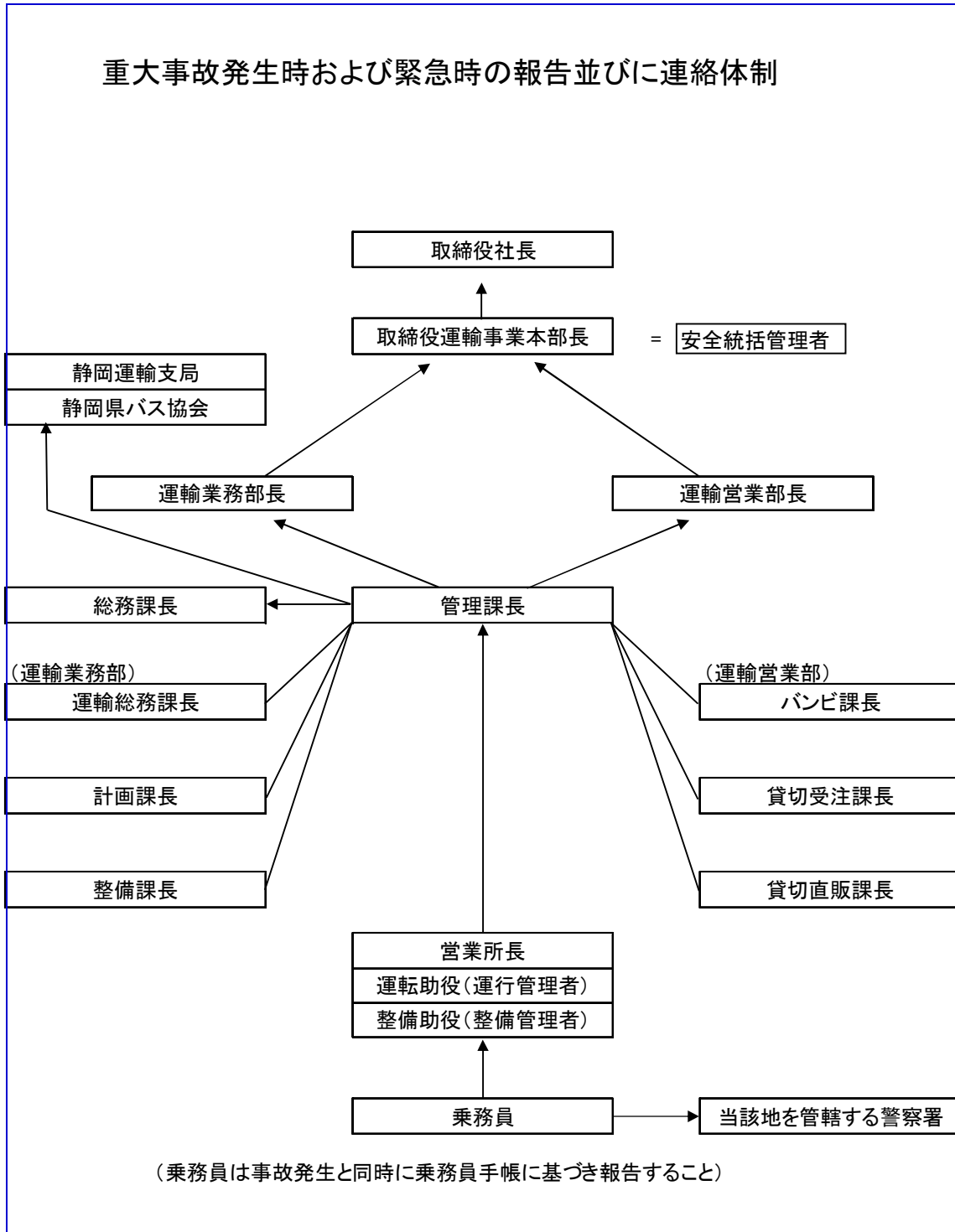
車内事故	4件
接触	0件
健康起因	1件
車両故障	1件

平成28年度発生 14件

内 訳

車内事故	3件
接触	0件
健康起因	8件
車両故障	3件

4.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統



- 1.当社における輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。
- 2.当社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。

5. 輸送の安全に関する重点施策

平成 29 年度に実施するべき重点施策を「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」に基づき、以下の通りに定めました。また、重点施策の実施のために当社経営計画の中で策定した実施項目は【7.平成 29 年度の輸送の安全に関する計画及び輸送の安全のために講じる措置】にて記載させていただきます。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うように努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

6. 平成 28 年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(1) 経営トップ・安全統括管理者による職場巡視（全営業所）

【営業所巡視（12/8～9）】



【危険個所の確認（12/8～9）】



(2) 自己監査（営業所監査・相互監査）の実施

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(3) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(4) 事故防止のための計画・実施事項

① 最重点実施項目の設定

「有責事故ゼロ」

- ・バック事故撲滅【基本動作 10 点満点】
- ・黄色信号は必ず停止【予測運転の実施】
- ・車内事故の完全防止【着席確認と呼称確認】

- ・運転評価表の活用 100 点満点を目指す運行

「急のつく運転の癖の改善、立ち見調査、ドラレコの活用」

- ・バックの基本動作 (10 点満点の基本動作実施と徹底指導)
- ・車内事故防止 (社内モニター制度による添乗評価とその結果に基づく指導)
- ・階層別教育 (指導者育成、若年運転者、事故惹起者を対象としたデジタルタコグラフ分析に基づく実戦形式の教育等)

② デジタルタコグラフのデータを活用した事故防止教育



③ 本部及び全営業所による事故防止対策委員会の開催

【本部事故防止対策委員会 (3/14)】

【健康起因による事故防止のための特別講演】



④ 各種強化月間の設定

(7 月：基本動作の確認強化月間、11 月：事故防止のためのエコドライブ強化月間

6 月・9 月・12 月・1 月：ワークライフバランス強化月間)

⑤ 適性診断の実施と運転者への指導

⑥ 営業所長会議 (月 2 回開催)

⑦ 統括運行管理者会議 (毎月開催)

- ⑧ 0 の日に本社管理職による始業点呼実施状況の確認
- ⑨ 整備管理者会議（毎月開催）

(5) 健康管理の確実な実施

- ① 定員確保による過重労働の防止
- ② 健康管理指導基準（当社基準）に基づく運転者の健康状態の把握
- ③ 年2回の定期健康診断
- ④ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策として新入社運転者へのスクリーニング検査の実施
※平成 25 年度に運転者全員へのスクリーニング検査は実施済

(6) 飲酒運転防止対策の実施

- ① 乗務開始前及び乗務終了後点呼時のアルコール検知の徹底
（アルコールチェック手順の遵守指導）
- ② 観光バス乗務員の宿泊先での飲酒に対する厳正な点呼指導
- ③ モバイルアルコール検知器の活用と担当課員が観光バス乗務員の宿泊先へ出向いての現地点呼を実施)

【担当課員による現地点呼】



【モバイルアルコール検知器使用時の現地点呼】



2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うように努めること。

(1) 車両感覚養成のための教育施設・車両の設置



<設置場所>

- ・浜松南営業所および舘山寺営業所
※上記営業所に運転者を集め、集合教育を実施

<訓練内容>

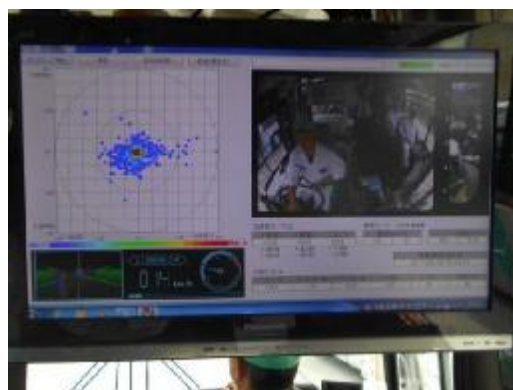
- ・クランク走行訓練
- ・S字走行訓練
- ・狭隘路走行訓練
- ・切り返し方向転換訓練

- (2) 新人運転者の教育期間の延長及び教育担当者の増員
- (3) 要員確保のための採用プロジェクトチームによる採用強化とバス運転体験会等の開催



- (4) 新卒運転者（大卒・高卒）の採用とメンター担当の設置
- (5) モバイルアルコールチェッカーの追加導入（ALC-Mobile II 44 台導入）
- (6) IT 点呼システムの追加導入
- (7) 運転者養成教習車専用ドライブレコーダーの導入（YAZAC-eye3）

※G センサが感知した衝撃・急発進・急減速をリアルタイムに確認可能



3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1) 事故・お客様の声情報の共有と活用（本社及び全営業所）
- (2) ヒヤリハット情報の活用と所内掲示による情報共有
- (3) 国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- (4) 「遠鉄グループいいね制度」（遠鉄グループ管理職からの改善提案システム）
- (5) 「社員のチカラ」（社内モニター制度による添乗評価）
- (6) 事故関係の初任担当者教育の実施

5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1) 「10.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3) 運輸事業本部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査指導
- (4) 事故防止教育に活用するデジタルタコグラフのデータの分析
- (5) 安全運転中央研修所における安全運転研修（12/14～12/16：7名）

【参加風景①】



【参加風景②】



- (6) 冬山スキー現地教育（① 1/31～2/2：10名 / ② 2/8～2/10：9名）

【机上教育】



【現地でのチェーン指導】



- (7) 救命救急講習への参加
- (8) 交差点における街頭指導（毎月実施）
- (9) 現場におけるバック操作指導



(10) 整備管理者による日常点検の指導

(11) 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA) 模擬監査の実施
(各営業所より運行管理者が参加)

【模擬監査風景①】



【模擬監査風景②】



7.平成 29 年度の輸送の安全に関する計画及び

輸送の安全のために講じる措置

「5.輸送の安全に関する重点施策」に対応して、輸送の安全を確保するために当社経営計画の中で策定した実施項目は次の通りです。

1.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(1) 自己監査（営業所監査・相互監査）の実施

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

(2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

(3) 「輸送の安全の確保」に主眼を置いた組織構築

(4) 事故防止のための計画・実施事項

平成 29 年度年間最重点実施項目

有言実行！目指せ事故ゼロ ～確認動作の徹底～

- ・バック事故撲滅（貸切重点項目）
- ・オーバーハング事故撲滅（乗合重点項目）
- ・黄色信号は必ず停止【予測運転の実施】
- ・車内事故の完全防止【着席確認と呼称確認】

- ①運転評価表の活用 100点満点を目指す運行
「急のつく運転の癖の改善、立ち見調査、ドラレコの活用」
- ②バックの基本動作 (10点満点の基本動作実施と徹底指導)
- ③貸切バス配車先現地での基本動作実施チェック
- ④車内事故防止 (社内モニター制度による添乗評価とその結果に基づく指導)
- ⑤階層別教育 (指導者育成、若年運転者、事故惹起者を対象としたデジタルタコグラフ分析に基づく実戦形式の教育、教育施設を活用した車両感覚養成教育)
- ⑥整備管理者による車両故障防止のための教育
- ⑦平成 29 年度月別重点項目の設定

4月	新入学児童（歩行者／自転車）等の保護
5月	分岐点での運行表の再確認 早めの合図で自己防衛
6月	梅雨時、急発進、急ブレーキ、急ハンドル及び水はね注意
7月	天候に応じた速度、車間距離保持の励行
8月	夏休み中の子供の飛び出しに注意 発車時の安全確認
9月	車内マイクで着席案内 着席確認後の発車で車内事故撲滅
10月	早めのライト点灯による 防衛運転の実施
11月	バック時の基本動作の徹底「下車して確認、見てもらい確認」
12月	年末の慌ただしさの中、常に一呼吸おき経路間違いをしない
1月	初心に戻り安全運転の励行
2月	「急」のつく運転をせず冬道の安全走行を徹底
3月	年度末、春休み中の学童注意

2.輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。

- (1) 過重労働防止のための運転者の積極的な採用活動
- (2) 計画的な新規車両の導入
- (3) 新型ドライブレコーダーの更新導入
- (4) 健康管理体制の強化

3.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

4.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- (1) 事故・お客様の声情報の共有と活用体制の一層の構築（本社及び全営業所）
- (2) 事故関係の初任担当者教育の実施
- (3) 営業所長会、副所長・所長代理会、統括運行管理者会議等、各階層における意見交換

5.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- (1) 「10.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- (2) 取締役社長及び安全統括管理者が現場に出向いての情報共有及び指導
- (3) 運輸事業本部管理職及び担当課員による現場に出向いての点呼状況の調査・指導
- (4) 外部機関における安全運転研修の実施
- (5) デジタコデータを活用した事故防止教育

8.平成28年度安全に対する費用支出及び設備投資(主なものの実績)

1.教育に関する支出(運転者・保安要員)	2,182(千円)
2.健康管理(運行管理者・運転者) ※定期健康診断、諸検診の会社負担額	3,500(千円)
3.ドライブレコーダー関連機器購入	4,464(千円)
4.デジタルタコグラフ関連機器購入	1,218(千円)
5.アルコール検知器保守点検	5,600(千円)
6.モバイルアルコールチェッカー購入	3,519(千円)
7.乗務員台帳システムの機能改善	1,065(千円)
8.乗務員勤怠システムの機能改善	900(千円)
9.IT点呼システム追加導入	1,110(千円)
10.車内事故防止の為のポスター作成	83(千円)
11.新車の導入(乗合車両 13両 貸切車両 8両 空港車両 2両)	548,925(千円)

9.事故・災害に関する報告連絡体制

「4.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統」及び安全管理規程を参照ください。

10.輸送の安全に関する教育及び研修の計画

1.運転者

- (1) 運転評価表の活用 100点満点を目指す運行
「急のつく運転の癖の改善、立ち見調査、ドラレコの活用」
- (2) バックの基本動作 (10点満点の基本動作実施と徹底指導)
- (3) 貸切バス配車先現地での基本動作実施チェック
- (4) 車内事故防止 (社内モニター制度による添乗評価とその結果に基づく指導)
- (5) 階層別教育(指導者育成、若年運転者、事故惹起者を対象としたデジタルタコグラフ分析に基づく実践形式の教育、教育施設を活用した車両感覚養成教育)
- (6) 現地教育の実施【冬山輸送・修学旅行(京都・奈良、東京)など】
- (7) 適性・適齢診断の実施【NASVAネットの利用による】

2.運行管理者

- (1) 運行管理者全員を対象とした年間**2**回以上の事故防止及び法令遵守に関する集合教育
- (2) 統括運行管理者を対象とした**1**ヶ月に**1**回程度の事故防止及び法令遵守に関する集合教育及び情報共有のための会議を実施
- (3) 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による一般講習を受講

3.整備管理者

- (1) 整備管理者を対象に、年間**4**回以上の整備基準確認等の集合研修を実施
- (2) 静岡運輸支局による研修・講習会の受講
- (3) 整備管理補助者への研修指導の実施

4.営業所長

月**2**回の営業所長会において、情報共有及び指導

11.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に

基づき講じた措置及び講じようとする措置

1.平成**28**年度において講じた措置は以下の通りです。

- (1) 当社においては「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく自己監査規程により、自己監査を実施しております。平成**28**年度については、本部運行管理部門及び全営業所に対して自己監査を実施し、運営状況を確認し、指摘事項についてのフォローアップ監査を実施し改善を図りました。
- (2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査を実施しております。取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認するための監査を実施し、関与状況を確認しました。

【経営トップ・安全統括管理者の輸送の安全の確保への取り組み状況の監査（3/29）】



2.平成 29 年度におきましても以下のような措置を講じます。

(1) 自己監査について

①自己監査（営業所監査、相互監査）を実施します。

②重大事故、災害等が発生した場合、その他必要と認められる場合については自己監査を実施します。

③自己監査結果から改善すべき点が発生した場合は、直ちに是正措置又は予防措置を講じ、フォローアップの自己監査を実施します。

(2) 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査役監査について

取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組みへの関与状況を確認します。

12.安全管理規程

当社の「安全管理規程」は別紙の通りです。当社については、「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、平成 18 年 12 月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

13.安全統括管理者

当社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を満たしており、平成 27 年 7 月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

氏 名 宮田 洋

役 職 取締役運輸事業本部長

安全管理規程（自動車）

遠州鉄道株式会社

安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

第1条（目 的）

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3条（輸送の安全に関する基本的な方針）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員（一般旅客自動車運送事業に関係する社員に限る。）に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事するものは、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

第4条（輸送の安全に関する重点施策）

1. 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を重点施策とし、当社経営計画の中で実施項目を策定して実施する。
 - （1） 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
 - （2） 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - （3） 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - （4） 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - （5） 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

第5条（輸送の安全に関する目標）

第3条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において、事故防止重点実施項目を年度毎に目標として策定する。

第6条（輸送の安全に関する計画）

重点施策の実行および目標の達成のために、必要な予算の確保や実施項目を毎年度作成する経営計画の中で定め、その実行により輸送の安全を確保する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第7条（取締役社長の責務）

1. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
3. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 取締役社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

1. 取締役社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - （1）安全統括管理者（運輸事業本部長）
2. 安全統括管理者は運輸業務部長を通じて上記の企業統治を的確に実施するため次に掲げる者を選任する。

- (1) 運行管理者
 - (2) 整備管理者
 - (3) その他必要な責任者
3. 運輸業務部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 4. 営業所長は、運輸業務部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
 5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

1. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者から、運輸事業本部長を安全統括管理者として選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第10条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、内部監査を行い、取締役社長に報告すること。
6. 取締役社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運輸業務部長を通じて、運行管理者を統括管理すること。
8. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
9. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 1 条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する重点施策を実施するために、輸送の安全に関する計画の中で実施項目を策定し、その実施を通じて輸送の安全に関する目標を達成する。

第 1 2 条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

取締役社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第 1 3 条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、取締役社長、安全統括管理者又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第 1 4 条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第 1 5 条（輸送の安全に関する内部監査）

1. 安全統括管理者は、内部監査員を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、必要と判断される事例が発生した場合は上記以外に内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第 1 6 条（輸送の安全に関する業務の改善）

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場

合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

第17条（情報の公開）

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

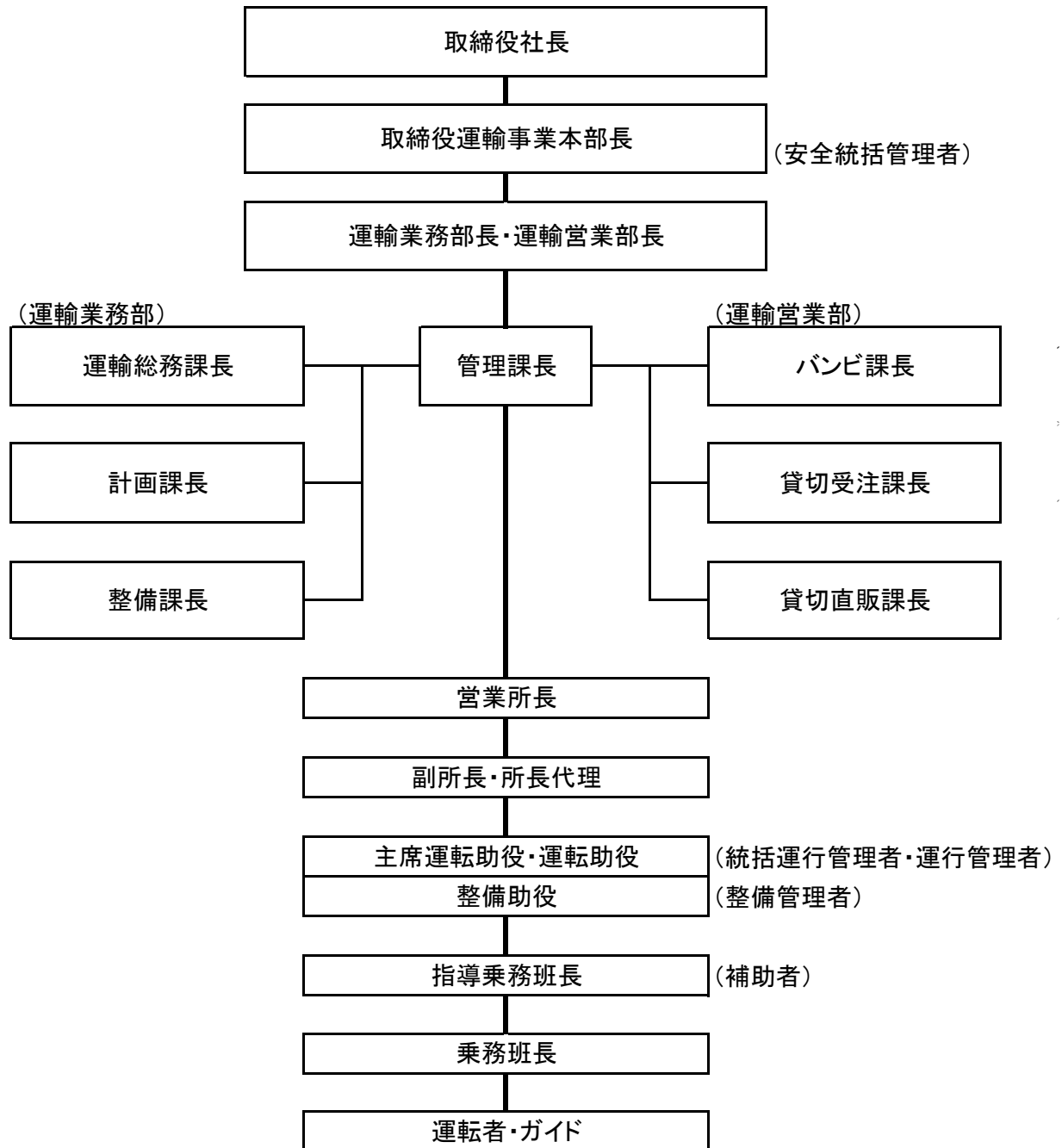
第18条（輸送の安全に関する記録の管理等）

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、教育及び研修の状況、内部監査の結果、取締役社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法については、遠鉄グループ文書管理規程に基づくものとし、詳細については、別紙文書保存内規に定めるものとする。

附 則

制 定	平成18年10月 1日
改 正	平成20年11月10日
改 正	平成21年 4月 1日
改 正	平成21年 8月10日
改 正	平成22年 7月 1日
改 正	平成23年 6月 1日
改 正	平成24年 6月 1日
改 正	平成25年 6月 1日
改 正	平成27年 1月 1日
改 正	平成28年 7月 1日

安全管理組織図



文書保存内規

この内規は旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規程に基づき定められた旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針の第15条の規定に基づき情報および記録の保存について下記の表の通り定める。

帳票類名	期間	場所	根拠条文	適用
点呼簿(甲)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(乙)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(丙)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
出勤簿(乗合・貸切・契約)	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
対面点呼簿	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
乗務記録(タコグラフ)	2年	営業所	運輸規則第25条	法令は1年
苦情処理簿	3年	営業所	運輸規則第3条	法令は1年
事故記録	永久	営業所	運輸規則第26条の2	法令は3年
乗務員台帳	3年	営業所	運輸規則第37条	退職後
運行前点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
中間点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
終業点検表	2年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
運行指示書	2年	営業所	運輸規則第28条の2	法令は1年
事故速報	2年	営業所		
お褒め・ご意見集計表	2年	営業所		
異常気象の記録	1年	営業所		
適性診断	3年	営業所	運輸規則第38条の2	
タコグラフ指導表	2年	営業所		
デジタコ運行評価表	2年	営業所		
健康診断個人指導表	5年	営業所	労働安全衛生法第66条	
本部事故防止委員会議事録	3年	管理課		
交通事故集計表	3年	管理課		
内部監査報告書	3年	管理課		
自動車事故報告書	3年	管理課		
安全統括管理者の指示に関する記録	3年	管理課		
重大事故および緊急時の報告連絡体制に関する記録	3年	管理課		
情報公開に関する記録	3年	管理課		
安全管理規程第18条に規程された記録	3年	管理課		
教育・訓練の記録	3年	管理課		